

業務委託契約書

熊谷瑛美（以下「甲」という。）と 窪田修平（以下「乙」という。）
は、以下のとおり業務委託契約（以下、「本契約」という。）を次のとおり締結する。

（委託業務）

第1条 甲は乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

- （1）動画編集業務
- （2）進捗・納品報告
- （3）その他、マニュアル等に記載された業務

（委託業務の遂行方法）

第2条 乙は、本業務を善良なる管理者の注意をもって遂行する。

（業務委託料・業務遂行に伴う費用）

第3条 対価は別途、記載したものを参照する。

- 2 甲は、前項に定める委託料の当月分を翌月末日までに、銀行口座に振り込む方法によって支払う。振込の費用は甲の負担とする。
- 3 当月分の請求書は翌月5日までに提出するものとし、遅れた場合は翌月分に繰り越すこととする。

（契約期間・契約更新）

第4条 契約期間は **2025年4月16日～5月16日** までとする。

- 2 契約期間満了日の1週間前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、本契約と同一の条件でさらに1ヶ月間更新するものとし、以後同様とする。

（中途解約）

第5条 本契約の当事者は、相手方に対して1週間前までに書面で予告することにより、本契約を解除することができる。

- 2 第1項に基づく中途解約を行った場合、当該中途解約の日が属する月に係る業務委託報酬は、その全額が発生するものとする。

（再委託の制限）

第6条 乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(知的財産権)

第7条 乙が本業務を遂行する過程で生成した動画、データ等の成果物（以下、単に「成果物」という。）について、その知的財産権は甲が取得するものとする。

(報告)

第8条 乙は、甲からの請求があったときは、本業務の履行状況につき、直ちに甲に報告しなければならない。

(通知義務)

第9条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する事項が生じたときは、相手方に対し、その旨を書面により速やかに通知しなければならない。

- ①法人の名称又は商号の変更
- ②振込先指定口座の変更
- ③代表者の変更
- ④本店、主たる事務所の所在地又は住所の変更

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本契約期間中又は期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を、相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

2 前項の秘密保持義務は、以下のいずれかに該当する場合には適用しない。

- ①公知の事実又は当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった事実
- ②第三者から適法に取得した事実
- ③開示の時点ですでに保有していた事実
- ④法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

(損害賠償)

第11条 甲及び乙は、本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害の全て（弁護士費用を含む）を賠償しなければならない。

2 乙が作業中に連絡もなく、未納品となった場合、その損害賠償金として金100万円を甲に対し支払うこととする。

3 甲又は乙が情報漏洩や無断で実績を公開した場合、相手方に対し金100万円を支払うこととする。

(遅延損害金)

第12条 甲又は乙が、本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年14.6%（年365日日割計算）の割合による遅延損害金を支払うものとする。

(解除)

第13条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- ①破産、特別清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立を受け、又は自らこれらの一を申し立てたとき。
- ②第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売申立て又は公租公課滞納処分を受けたとき。
- ③監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- ④解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- ⑤自ら振出し、又は引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。
- ⑥相手方への連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき。
- ⑦相手方が本契約の各条項に違反したとき。
- ⑧相手方に重大な過失又は背信行為があったとき。
- ⑨その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

(契約終了後の処理)

第14条 本契約終了後、甲及び乙は、相手方の指示に基づき、直ちに本業務に関する物品を返還又は破棄するものとする。

(裁判管轄)

第15条 甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、静岡地方裁判

所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(協議)

第16条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈等に疑義が生じた事項については、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

<業務委託料>

1本 6000円～ (チャンネルにより変動あり)

初回2本はすり合わせのため半額

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保管する。

2024年12月22日

甲 住所 静岡県牧之原市片浜 3380-109

氏名 熊谷瑛美

株式会社繋

乙 住所 東京都足立区神明南1-8-5

氏名 窪田修平

窪田修平